

Ⅱ 教育課程	第6分科会 社会を形成する力 研究課題 社会を形成する力の育成を目指す教育課程の編成と校長の在り方
---------------	--

分科会の趣旨

東日本大震災や豪雨等による被災地においては、子どもたちが率先してボランティア活動を手伝ったり被災住民を励ます支援活動を行ったりする姿が多く見られた。こうした事例から地域の身近な人たちとの絆が改めて見直されており、地域コミュニティを維持発展させていくことがますます重要と考えられる。校長は、これからの社会を生きる子どもたちにしなやかな知性と豊かな創造性、豊かな人間性を育むとともに、子どもたちが自己の置かれている状況を受け止め、他者と協力して社会の様々な活動に参画し、社会を形成する力の基礎を身に付けられるようにしていかなければならない。さらには開かれた学校として地域コミュニティの核となり、社会とどう関わり、どのように貢献しているかを考えた学校づくりを進める必要がある。

そのためには、子どもたちが考え行動するプロセスを重視し、地域の特色を生かした豊かな体験活動をさらに積極的に取り入れていくことが大切である。例えば、生活科、社会科、総合的な学習の時間などにおける、地域の特性を生かした学習内容や地域素材の学習内容について、発達段階に応じて系統的に整理したり、それらに関連付けたりして教育活動を創造することが考えられる。

また、学校の研究内容を「社会を形成する力の育成」と関連付けて見直し、「対象に働きかけ、主体的に問題解決に取り組む子ども」「自他のよさを認め、共にかかわりながら学びを広げていく子ども」等、子どもに育てたい力について、「社会を形成する力」の観点から整理して教育課程を編成することも考えられる。

本分科会では、校長のリーダーシップのもと、将来の社会を形成する役割を担う子どもたちに、各教科等で身に付けた知識や技能等をもとに、より良い社会の形成に向け、主体性をもって社会の活動に積極的に参画し、課題を解決していく力や態度を養うための具体的方策を明らかにする。

リーダーシップの視点

(1) 社会に貢献する力の育成を目指す教育活動の創造

核家族化、少子化等による家庭の養育姿勢や地域コミュニティの変化に伴う地域活動への参加機会の減少等により、子どもたちは家庭や地域において、社会性を高めたり人間関係を育み広げたりする機会が減ってきている。

学校には、家庭や地域と連携しながら、子どもたちに様々な人々や社会と関わり、社会生活の基本的ルールを身に付けさせるようにしたり、社会との関わりを豊かにしていく力を身に付けさせたりすることが求められている。さらには、社会の変化に対応し、より良い社会の構築に貢献できる力を育成することも求められている。

そこで、「地域マップづくり」「地域の伝統工芸を学ぶ」「地域のお年寄りとのかかわり」「植花運動を行おう」など、地域の人との関わりや地域についての調査、地域の行事に参加すること等を通して地域の一員としての自覚を促すような教育活動を考えるなど、社会に貢献する力の育成を目指す教育活動を創造するための、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 自立した社会人を育成するための教育課程の編成・実施・評価・改善

学校は、子どもたちに社会の仕組みを理解させ、自立した社会人として生きていくために必要な知識や能力を育み、社会の発展に積極的に関わろうとする態度の育成を目指した教育課程を編成する必要がある。

そこで、社会づくりに貢献しようとする意欲と態度を育て、自立した社会人として生きていくための基礎となる力を身に付けさせる教育課程を編成・実施・評価・改善していくための、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第6分科会 「社会を形成する力」

研究課題 「社会を形成する力の育成を目指す教育課程の編成と校長の在り方」

1. 「研究課題」の持つ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

近年、社会が複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化してきている。とりわけ、少子化の進展や核家族化などによる家庭の養育姿勢や地域コミュニティの変化に伴い地域活動への参加機会は減少し、子どもたちが社会性を高めたり人間関係を育み広げたりする機会は減ってきている。

また、東日本大震災や他の災害による被災地において、ボランティア活動や支援活動など、地域の人たちとの絆が改めて見直されており、地域コミュニティの形成・発展がますます重要となっている。

このような時代だからこそ、これからの将来を担う子どもたちに豊かな未来づくりを図る「社会を形成する力」を培っていくことが求められている。

- ・これからの国家・社会の形成を担う人間育成（全連小新研究主題解説より）
- ・社会の一員として、すべての人々がともに支え合う共生の考え方に立ち、お互いを尊重し、ふるさとへの愛情と誇りをもって、北海道の発展と我が国、世界の発展に貢献できる力を育むこと
- ・将来の北海道の社会を担っていこうとする意識を涵養すること

（北海道教育推進計画第2章北海道教育ビジョンの基本理念より）

「社会を形成する力」とは、「自分の役割を果たしつつ、他者と協力して社会の様々な活動に参画し、今後の社会を積極的に形成していこうとする力」ととらえる。

この力は、社会的自立の基礎となる力である。

特に、価値の多様化が進む現代社会においては、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人材が活躍しており、様々な他者を認めつつ協働していく力が必要である。

また、変化の激しい今日においては、既存の社会に参画し、適応しつつ、必要であれば自ら新たな社会を創造・構築していくことが必要である。

さらに、人や社会との関わりは、自分に必要な知識や技能、能力、態度を気付かせてくれるものでもあり、自らを育成する上でも影響を与えるものである。

「社会を形成する力」の具体的な要素としては、例えば、役割と責任を自覚する力、対象や他者に働きかける力、他者を共感的に理解する力、コミュニケーション力、チームワーク、リーダーシップ等が挙げられる。

校長は、将来の社会を形成する役割を担う子どもたちが、より良い社会の形成に向け、主体性をもって社会の活動に積極的に参画し、課題を解決していく力や態度を養うよう、リーダーシップを発揮して教育課程を編成していくことが必要である。

2. 「研究課題」を究明する視点

(1) 社会に貢献する力の育成を目指す教育活動の創造

- ・社会との関わりを豊かにしていく力を身に付ける体験活動の創造
- ・他者と協力して社会の活動に参画し、貢献しようとする意欲や態度を身に付ける教育活動の創造

(2) 自立した社会人を育成するための教育課程の編成・実施・評価・改善

- ・社会に積極的に関わろうとする態度の育成を目指した教育課程の編成
- ・社会づくりに貢献しようとする力の育成を目指した教育課程の編成

3 分科会の方向性と研究視点に関する資料

教育基本法 平成18年12月22日法律第120号

第二条

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育法

昭和22年3月31日法律第26号，一部改正：平成19年6月27日法律第96号

第二十一条

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

※ 平成18年に教育基本法の改正が行われ、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画する態度」，「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度」が教育の目標として新たに規定された。これを受け、平成19年には学校教育法も改正され、公共の精神、社会の形成への参画，自然体験活動の促進、生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度が義務教育の目的として、新たに規定されている。

平成27年版 子ども・若者白書

平成27年11月16日 内閣府

第1部 子供・若者の状況

第3章 成育環境

第2節 体験活動

1 現状

学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率は、低下傾向。

体験活動とは、生活・文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動の3つに大きく分類され、子供が、直接自然や人・社会などとかかわる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含している。

子供がこれまでにしたことがある自然体験について、「海や川で泳いだこと」「夜空いっぱい輝く星をゆっくり見たこと」は8割以上ある一方、「キャンプをしたこと」「ロープウェイやリフトを使わずに高い山に登ったこと」は6割以下である。また、生活体験については、「タオルやぞうきんを絞ったこと」は、ほとんど全員がしており、「ナイフや包丁で、果物の皮をむいたり、野菜を切ったこと」は、9割以上ある一方、「赤ちゃんのおむつをかえたり、ミルクをあげたこと」は、3割程度である。

近年、子供の体験活動の場や機会の減少が指摘されている。例えば自然体験活動についてみると、学校以外の公的機関や民間団体が行う自然体験活動への小学生の参加率は、どの学年でもおおむね低下しており、特に小学校4～6年生は平成18(2006)年度から平成24(2012)年度にかけて10%ポイント以上低下している。1年間にキャンプをした者の割合は10代で

も 20 代でも低下しており、10～14 歳では 16.6%，15～19 歳では 6.2%となっている。

2 機会の提供

学校における体験活動実施時間数は中学校・高校では増加傾向にある。また、小学校でもこのところ増加している。体験活動を提供する公立の青少年教育施設は減少が続く。

学校における体験活動の実施時間数の推移をみると、中学校・高校では増加傾向にある。また、小学校でもこのところ増加している。

様々な体験活動の機会を提供している国公立の青少年教育施設の数、1990 年代から横ばい、推移してきたが、平成 17（2005）年度以降大きく減少している。平成 23（2011）年度現在、国立青少年教育施設は 28 施設、公立の青少年教育施設（少年自然の家、青年の家）は 443 施設である。

子供会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団などの青少年団体への所属状況をみると、小学校高学年では男子の 6 割前後、女子の 4 割前後が所属しているが、中学校 2 年生では男子の 2 割強、女子の 1 割強となり、高校 2 年生では男子の約 1 割、女子の 4%と、その割合が低くなっている。

3 意義・効果

体験活動が豊富なほど、意欲や関心、規範意識などが高い。

文部科学省中央教育審議会は、平成 25（2013）年 1 月に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」の中で、体験活動の意義・効果として、「社会を生き抜く力」の養成、規範意識や道徳心の育成、学力への好影響などを挙げている。

例えば、子供の頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。学力の面では、自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがある小中学生のほうが「全国学力・学習状況調査」での理科の平均正答率が高い。

第 2 部 子ども・若者育成支援施策の実施状況

第 2 章 全ての子供・若者の健やかな成長の支援

第 2 節 子供・若者の社会形成・社会参加支援

1 社会形成への参画支援

(1) 社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進することが必要である。

ア 学校教育における取組（文部科学省）

学校教育では従来、小学校・中学校の社会科や高校の公民科を中心に、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育が行われている。また、消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に子供の発達の段階に応じた指導が行われている。現行学習指導要領では、社会参画という視点を重視し、例えば、「社会生活を営む上で大切な法やきまり」（小学校）、「契約の重要性」（中学校）、「国民の司法参加」（小学校・中学校・高校）を新たに扱うこととするなど、教育内容の充実が図られている。

文部科学省は、中学生と高校生の社会参画に係る実践力を育成するため、平成 25（2013）年度から、地域の抱える具体的な課題の解決に係る体験的・実践的な学習を学校と地域が連携して行うためのプログラム開発に関する調査研究を教育委員会などに委託して行い、その成果の普及に努めているところである。

2 社会参加の促進

(1) ボランティアなど社会参加活動の推進（文部科学省）

学校教育では、総合的な学習の時間や特別活動において、子供の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動を始めとする社会参加活動が行われている。

青少年教育施設では、ボランティアに関する各種事業が実施され、子供や若者が社会性を育む機会が提供されている。独立行政法人国立青少年教育振興機構は、学生ボランティアを支援する大学と地域関係機関の担当者の連携協力を深めるとともに学生間の交流と学び合いの機会を提供するため、「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」を実施している。

「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」（答申）

平成19年1月30日 中央教育審議会

はじめに（一部抜粋）

平成17年6月、中央教育審議会は、文部科学大臣から「青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策について」の諮問を受けた。諮問では、青少年の意欲を高めるために重視すべき視点についてと、青少年の意欲を高めるための方策についての二つの事項を中心に検討を行うことが求められた。

次代を担う青少年を自立した存在として育成するためには、青少年期を大人への準備期間として、人格の基礎を築き将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期とするとともに、自らの人生をどう設計していくかについて考える時期とする必要がある。自己や社会の様々な物事に興味・関心を抱き、知識・技能の獲得や課題の克服、目標の達成等へ向かって意欲を持つことが、成長のための行動の原動力となるのであり、青少年期には特に、このような意欲を持って生き生きと充実した生活を送ることが重要である。

また、次代を担う青少年が社会の形成に参画する意欲を持つことは、我が国の未来へ希望を託すために重要である。このため、社会を構成する我々大人には、青少年に対して特別な配慮と支援を行い、その健全な成長を期する責務がある。

この答申は、全体を3章構成とした。第1章においては、青少年の自立への意欲を高めるに当たり、大人の責任としてそのための支援を行うべきであるという本答申の基本的立場を明らかにした。第2章においては、青少年の意欲をめぐる現状と課題について、理念的な類型化とデータ及び研究成果に基づく整理を行った。これを踏まえて第3章においては、青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促すために重視すべき視点と具体的方策について、五つの提言を行った。

この答申を機に、青少年が意欲を持って充実した生活を送るための取組の重要性について、教育関係者のみならず我々大人一人ひとりの認識が深まり、それぞれの立場で何ができるかを真剣に考え、行動に移すきっかけとなることを期待している。

第1章

2 青少年の自立への意欲に対する社会的期待と大人の責任【社会から期待されている青少年の「自立への意欲」】（一部抜粋）

青少年が自立への意欲を社会的に期待される方向に向けられなかったり、あるいは現状に安住して漫然として何も行動せず、自立に向けて成長するのを避けたりする状態を、「現代の世界的潮流」や「個人の選択の自由の問題」であるとする意見もあるが、このような状態は放置されてよいものではない。

次代の担い手である青少年が、社会で一定の役割を積極的に担うよう成長することは、急速に少子高齢化が進み、諸外国に先んじて「大人より子どもが少ない社会」となる我が国社会の活性化と持続的発展のために必要不可欠である。このため、青少年が自立への意欲を持てるようその成長を促すことは、社会全体の重要な課題であるとして、すべての青少年を「社会の子」としてとらえ、その成長を社会全体で支えていくべきである。

第1部我が国における今後の教育の全体像

Ⅱ 我が国の教育の現状と課題

(1) 第1期計画の成果と課題

①義務教育修了までの段階における現状と課題

(義務教育段階)

○義務教育段階は、個々人の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。

第2部今後5年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

基本的な考え方

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(1) 主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組

成果目標1（「生きる力」の確実な育成社会を形成する力 - 5-

○変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。

(豊かな心) 【成果指標】

①自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上

- ・学校のきまりを守っている児童生徒の割合の増加
- ・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の増加
- ・人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合の増加
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
- ・地域社会などでボランティア活動などに参加している児童生徒の割合の増加など

(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組

成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）

○社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする。このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。

基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

【主な取組】

11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

- ・男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、地域防災・安全、スポーツ等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。また、学習の成果を地域参画・社会貢献につなげていく観点からも、社会の形成者たる主権者としての自覚と社会参画の力を育む学習、地域の中で自立した高齢期を送るとともに、これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を生かすための学習などの機会の充実を促進するとともに、多様な主体の連携・協働による地域課題の解決に向けた取組を推進する。さらに、ユネスコスクールの質量両面における充実等を通じ地球規模での持続可能な社会の構築に向けた教育（持続可能な開発のための教育：ESD）を推進する。